平成２６年（フ）第２３０号
長崎県長崎市葉山１丁目25番13号
債務者　梅村　信也
1　決定年月日時　平成26年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５２２号
札幌市中央区北１条東９丁目11番地56　ストリートナイン301号
債務者　大谷　芳子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６４１号
札幌市中央区南４条東３丁目17番地３　アルファタワー南４条906号
債務者　阿相　水美（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７３３号
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番16―103号
債務者　佐々木　浩
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８１８号
札幌市白石区南郷通５丁目南２番８号　ロイヤルコート南郷通８号
債務者　寺原　和子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５号
山形県酒田市東大町１丁目８番地の11、前住所東京都世田谷区玉川台２丁目４番10―207号
債務者　久松　　敏
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２６年（フ）第１８８号
群馬県富岡市妙義町下高田107番地６
債務者　高橋　正幸（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９０号
群馬県高崎市大沢町72番地53
債務者　杉山佐知子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９２号
群馬県藤岡市藤岡1348番地　レオパレスファーム102
債務者　久保田光男
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第８１３号
埼玉県和光市白子１丁目29番１号　第２月見コーポ102
債務者　名倉　愼吾
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０５１号
埼玉県桶川市大字上日出谷1322番地の17
債務者　水落　誠一
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５１号
埼玉県越谷市大字南荻島261番地３　越谷南荻島団地３―206、旧住所埼玉県越谷市大字小曽川290番地
債務者　平野　　稔
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２９号
埼玉県坂戸市伊豆の山町22番地３　コーポラス関谷１号室
債務者　米澤　利江
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７２号
埼玉県飯能市大字双柳495番地６
債務者　小笠原信行
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４７３号
埼玉県飯能市大字双柳495番地６
債務者　小笠原恵美
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４８４号
埼玉県川越市霞ケ関北５丁目９番地12
債務者　井手　沙織（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４９７号
埼玉県川越市大塚２丁目31番地９、前住所埼玉県川越市連雀町４番地４　ダイアパレス川越連雀町201号室
債務者　竹沢　　肇
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部